

# 県土整備企業常任委員会提出資料

## 1. 議案説明事項

- (1) 指定管理者の指定議案について【議案第43号, 44号関係】・・・・・・・・・・ 1

## 2. 所管事項

- (1) 中勢沿岸流域下水道志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設  
工事の杭支持力確認試験の結果について・・・・・・・・・・ 15
- (2) 台風18号の豪雨に伴う被害状況について・・・・・・・・・・ 19
- (3) 審議会等の審議状況・・・・・・・・・・ 21

平成21年12月11日  
県 土 整 備 部

## 指定管理者の指定議案について

### 指定管理者の指定議案概要

	南勢ブロック	東紀州ブロック
1 議案	議案第43号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の指定管理者の指定について」	議案第44号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(東紀州ブロック)の指定管理者の指定について」
2 指定管理者の指定	三重県営住宅条例(平成9年三重県条例第52号)第54条第2項並びに三重県特定公共賃貸住宅条例(平成8年三重県条例第28号)第33条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするもの	
3 対象施設 (1)施設名称 (2)設置場所	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック) 〔松阪市五月町1497番地 県営住宅大黒田団地ほか15団地〕	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(東紀州ブロック) 〔尾鷲市小川西町1-12 県営住宅垣ノ内団地ほか7団地〕
4 指定管理候補者の名称等 所在地 名称 代表者	名張市鴻之台2番町19番地 三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖 (構成員) 伊賀南部不動産事業協同組合 松阪不動産事業協同組合	名張市鴻之台2番町19番地 三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖 (構成員) 伊賀南部不動産事業協同組合 松阪不動産事業協同組合
5 指定の期間	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで(4年間)	

### 指定管理者選定委員会における審査

	南勢ブロック	東紀州ブロック
1 指定管理者の応募(申請)状況	三重県南勢地区管理事業共同体	三重県南勢地区管理事業共同体
2 指定管理候補者の審査の経過	外部有識者等による「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。	
(1) 選定委員会構成 (順不同・敬称略)	委員長 中島 喜代子 (三重大学教授) 委員 山下 義夫 (公認会計士) 委員 新山 勝保 (松阪市建築審査会会長代理) 委員 米山 哲司 (NPO法人Mブリッジ代表) 委員 森 敏子 (公募委員)	
(2) 審査の経過	H21. 9. 8 第1回選定委員会(審査基準及び配点の審議) H21. 11. 10 第2回選定委員会(ヒアリング審査及び最終審査)	
(3) 提案内容及び審査の概要等	申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準については、別紙のとおり	
(4) 審査結果	(評価点数 2,900点満点) 第1順位 三重県南勢地区管理事業共同体(1,961点)	(評価点数 2,900点満点) 第1順位 三重県南勢地区管理事業共同体(1,971点)

## 県における指定管理候補者の選定

	南勢ブロック	東紀州ブロック
1 指定管理候補者の選定結果 (1)名称等 (2)代表者	三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖	三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖
(3)選定した理由	<p>■提案されている内容は、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の目的、役割を十分に認識するとともに、住宅管理の基本的考えや心構えが、三重県の推進する方向性と合致していること、三重県として取り組む施策の実現に関して十分理解し、実現できると認められる内容であること。</p> <p>■組合員で構成されるネットワークを活用することにより、緊急時の迅速な対応や、入居者に安全・安心な居住生活を提供する使命を果たすことが期待できること。</p>	
2 期待される効果 (1)県民サービスの向上	組合員で構成されるネットワークを活用することにより、緊急時に迅速な対応を行い、入居者に安全・安心な居住生活を提供できると考えます。	
(2)経費の縮減	組合の専門分野である不動産・建築関連事業で培った経験を生かし、点検、補修、施工管理、検査等を適切に行い、経費縮減を図ることができると考えます。	
3 協定書で決める主な項目	<p>指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。</p> <p>指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。</p> <p>(1) 情報公開、個人情報保護並びに秘密の保持  (2) 入居者からの意見等の反映  (3) リスク分担  (4) 業務計画書・事業報告書の提出  (5) 実施状況の調査、指示等</p>	
4 今後の取組予定	<p>指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。</p> <p>平成21年12月 指定管理者の指定  平成22年 3月 協定書の締結  平成22年 4月1日 指定管理者による施設管理の開始</p>	

【議案補充説明】

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の  
指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第43号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している公の施設「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅」について、平成22年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第54条第2項並びに三重県特定公共賃貸住宅条例（平成8年三重県条例第28号）第33条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）
- (2) 設置場所 松阪市五月町1497番地  
県営住宅大黒田団地ほか15団地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 名張市鴻之台2番町19番地  
名称 三重県南勢地区管理事業共同体  
代表者 代表 富永 巖

5 指定の期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成21年9月25日から同年10月27日まで行った結果、次の1団体から応募申請がありました。

- ・三重県南勢地区管理事業共同体（名張市鴻之台2番町19番地）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 中島 喜代子 (三重大学教授)  
委員 山下 義夫 (公認会計士)  
委員 新山 勝保 (松阪市建築審査会会長代理)  
委員 米山 哲司 (特定非営利法人Mブリッジ代表)  
委員 森 敏子 (公募委員)

イ 審査の経過

平成21年 9月 8日 第1回選定委員会 (審査基準及び配点の審議)  
平成21年11月10日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査及び最終審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果 (評価点数 2, 900点満点)

第1位 三重県南勢地区管理事業共同体 (評価点1, 961点)

オ 指定管理候補者の選定審査結果

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 名張市鴻之台2番町19番地  
名称 三重県南勢地区管理事業共同体  
代表者 代表 富永 巖

カ 選定した理由

- ・ 提案されている内容は、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の目的、役割を十分に認識するとともに、住宅管理の基本的考えや心構えが、三重県の推進する方向性と合致していること、三重県として取り組む施策の実現に関して十分理解し、実現できると認められる内容であること。
- ・ 組合員で構成されるネットワークを活用することにより、緊急時の迅速な対応や、入居者に安全・安心な居住生活を提供する使命を果たすことが期待できること。

7. 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

組合員で構成されるネットワークを活用することにより、緊急時に迅速な対応を行い、入居者に安全・安心な居住生活を提供できます。

## (2) 経費の縮減

組合の専門分野である不動産・建築関連事業で培った経験を生かし、点検、補修、施工管理、検査等を適切に行い、経費縮減を図ります。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

### (1) 情報公開、個人情報保護並びに秘密の保持

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう指定管理者に求めます。

また、管理業務において入居者等の個人情報を扱うことから、個人情報の漏洩、個人の権利利益の侵害といったことのないよう、個人情報の適切な取扱いを指定管理者に求めるとともに、管理業務の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないための必要な措置を講じるよう指定管理者に求めます。

### (2) 入居者からの意見等の反映

入居者に対するサービス向上を図るために、アンケートを実施して意見等の聴取を行うとともに、その結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

### (3) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となりますが、不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

### (4) 業務計画書・事業報告書の提出

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

また、指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

### (5) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、随時、県営住宅に立ち入り、説明を求められることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成21年12月	指定管理者の指定
平成22年 3月	協定書の締結
平成22年 4月1日	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要(三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック))

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点				
<b>1 管理業務にあたっての基本方針</b>									
管理の理念・方針	①公の施設を管理する者としての意欲、責任が感じられるか ②運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	(1)自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限発揮させる。 (2)公平・公正な立場での対応を確立するとともに、サービス向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。	400点 (80点×5人 =400点)	安全、安心、快適な居住環境の提供・維持をを目的とし、堅実かつ透明な管理運営を目指します。  ①募集状況については、汎用な媒体を利用して、公正な情報提供に努めます。 ②苦情等への対応については、入居者・周辺住民の意見をよく聴き迅速な対応に努めます。  人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、次世代育成支援の推進、持続可能な環境社会の想像に向けた環境保全活動等、県の施策を十分理解するとともに住宅管理を通して寄与していきます。	315点				
県民へのサービス提供についての考え方	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか								
県の施策の実現に関する取組	三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか								
<b>2 管理業務にあたっての基本方針</b>									
管理体制 職員の配置計画 職員の研修計画	①管理業務にかかる組織体制は、業務仕様書等で定める業務水準を満たしているか ②団地管理(巡回を含む)の方法及び体制、入居関係手続きの窓口対応等、業務仕様書等で定める業務水準を満たすために、適材適所に適正な人員が配置されているか。 ③人材育成方針及び研修計画は適切であるか	(1)管理実績等の要件として、次のア又はイに該当する者であること。 ア 三重県内に本店を有し、かつ主たる事務所等を有する法人等であり、共同住宅の管理業務を3年以上行っている者で、かつ、共同住宅の管理実績戸数が50戸以上であること。 イ 共同体にあっては、その構成する団体のうち当該取りまとめ者について、前記アの要件を満たすものとする。 (2)一級建築士が1名以上在籍していること。 (3)仕様書・マニュアルに基づき、県営住宅の適切な管理に努める。	1750点 (350点×5人 =1750点)	①②複数班による全域の管理を目指し、トラブル、苦情により迅速に適宜対応できる体制を目指します。また、新規入居希望者に対しても公報活動を通じて公営住宅の認識を高めます。  ③事業を事故なく遂行するために、各種法令に関する研修等、職員研修計画を策定し、実施します。  ①入居者からの要望・苦情については、入居者からの意見をはつきり聞き分け、迅速かつ誠実な対応を行います。 ②生活弱者への対応については、懇切丁寧に、また適切に対応処理を行うとともに、団地内のコミュニケーションにも心がけます。 ③不法入居者に対しては、管理人や他の入居者との連携または警察との連携を含めて体制作りを行います。 ④組合の専門分野である不動産・建設関連事業で培った長年の経験を生かし、点検、補修方法、工事発注、検査等を適切に行います。 ⑤情報の一元管理を徹底し、情報の漏洩を防ぐとともに、リスク管理を徹底的に行います。 ⑥積算単価の見直し、工期短縮に努めるとともに、職員が対応できるものは自ら工事を実施します。 ⑦組合としての安全管理対策を策定し、工事の安全を図ります。  ご意見箱の設置やコミュニケーションを重視した巡回管理を行うことにより、問題点の早期発見、早期解決に努めます。また、自主的なイベントや作業を積極的に支援することにより、入居者の生き甲斐や、快適な生活に寄与します。  ①②賃貸不動産管理業協会の提供する夜間・休日サポートシステムを利用し、夜間・休日の苦情に24時間体制で対応します。  ア 外国人対応 通訳者を介し、日本における生活習慣の違いを文面その他効果的な方法により説明・指導を行います。 イ 駐車場対策 不法駐車・放置車両には強制撤去も含めた指導を行うとともに、駐車場不足解消のため、空き地や古家等の所有者に対し、駐車場整備を行います。	1,364点				
管理業務の実施方針	①入居者の要望、苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか ②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか ③不法入居者に対する取締体制、対象者の発見及び指導、県への報告(協力)体制が確立されているか ④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫に取り組んでいるか ⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育 ⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか ⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか								
入居者サービス向上策	入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか								
緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか ②災害時における対応・体制は適切であるか								
その他の提案	今回の業務に関しての提案 ア 外国人対応 イ 駐車場対策								
<b>3 申請者の状況</b>									
申請団体の概要	応募者の組織全体の中で、指定管理業務に参入した場合の経営的余裕状況に問題はないか					(1)県営住宅の管理を適切に遂行するに十分な人員・実績を持っていること。 (2)県営住宅の管理を安定的に遂行できる財政的基盤を有すること。	250点 (50点×5人 =250点)	問題ありません。  ①～④各項目とも基準の範囲内です。	182点
経営状況表	①手元流動比率:高いほどよい ②固定比率:100%以下であること ③自己資本比率:高いほどよい ④流動比率:100%以上で当面の支払能力あり								
<b>4 管理業務の経費見積</b>									
管理、修繕関係経費見積	①県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているか	経費は適切に見積もられるとともに、経費削減についての創意工夫も認められる。	100点 (20点×5人 =100点)	①県の提示した債務負担行為額の上限額と同額です。	100点				
総合審査結果			2900点 (580点×5人 =2900点)		1,961点				



【議案補充説明】

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（東紀州ブロック）の  
指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第44号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している公の施設「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅」について、平成22年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第54条第2項並びに三重県特定公共賃貸住宅条例（平成8年三重県条例第28号）第33条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（東紀州ブロック）
- (2) 設置場所 尾鷲市小川西町1-12  
県営住宅垣ノ内団地ほか7団地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 名張市鴻之台2番町19番地  
名称 三重県南勢地区管理事業共同体  
代表者 代表 富永 巖

5 指定の期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成21年9月25日から同年10月27日まで行った結果、次の1団体から応募申請がありました。

- ・三重県南勢地区管理事業共同体（名張市鴻之台2番町19番地）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

#### ア 選定委員会構成員

委員長 中島 喜代子 (三重大学教授)  
委員 山下 義夫 (公認会計士)  
委員 新山 勝保 (松阪市建築審査会会長代理)  
委員 米山 哲司 (特定非営利法人Mブリッジ代表)  
委員 森 敏子 (公募委員)

#### イ 審査の経過

平成21年 9月 8日 第1回選定委員会 (審査基準及び配点の審議)  
平成21年11月10日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査及び最終審査)

#### ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

#### エ 審査結果 (評価点数 2, 900点満点)

第1位 三重県南勢地区管理事業共同体 (評価点1, 971点)

#### オ 指定管理候補者の選定審査結果

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 名張市鴻之台2番町19番地  
名称 三重県南勢地区管理事業共同体  
代表者 代表 富永 巖

#### カ 選定した理由

- ・ 提案されている内容は、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の目的、役割を十分に認識するとともに、住宅管理の基本的考えや心構えが、三重県の推進する方向性と合致していること、三重県として取り組む施策の実現に関して十分理解し、実現できると認められる内容であること。
- ・ 組合員で構成されるネットワークを活用することにより、緊急時の迅速な対応や、入居者に安全・安心な居住生活を提供する使命を果たすことが期待できること。

#### 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

##### (1) 県民サービスの向上

組合員で構成されるネットワークを活用することにより、緊急時に迅速な対応を行い、入居者に安全・安心な居住生活を提供できます。

## (2) 経費の縮減

組合の専門分野である不動産・建築関連事業で培った経験を生かし、点検、補修、施工管理、検査等を適切に行い、経費縮減を図ります。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

### (1) 情報公開、個人情報保護並びに秘密の保持

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう指定管理者に求めます。

また、管理業務において入居者等の個人情報を扱うことから、個人情報の漏洩、個人の権利利益の侵害といったことのないよう、個人情報の適切な取扱いを指定管理者に求めるとともに、管理業務の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないための必要な措置を講じるよう指定管理者に求めます。

### (2) 入居者からの意見等の反映

入居者に対するサービス向上を図るために、アンケートを実施して意見等の聴取を行うとともに、その結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

### (3) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となりますが、不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

### (4) 業務計画書・事業報告書の提出

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

また、指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

### (5) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、随時、県営住宅に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成21年12月	指定管理者の指定
平成22年 3月	協定書の締結
平成22年 4月1日	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要(三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(東紀州ブロック))

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点				
<b>1 管理業務にあたっての基本方針</b>									
管理の理念・方針	①公の施設を管理する者としての意欲、責任が感じられるか ②運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	(1)自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限発揮させる。 (2)公平・公正な立場での対応を確立するとともに、サービス向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。	400点 (80点×5人 =400点)	安全、安心、快適な居住環境の提供・維持を目的とし、堅実かつ透明な管理運営を目指します。 ①募集状況については、汎用な媒体を利用して、公正な情報提供に努めます。 ②苦情等への対応については、入居者・周辺住民の意見をよく聴き迅速な対応に努めます。 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、次世代育成支援の推進、持続可能な環境社会の想像に向けた環境保全活動等、県の施策を十分理解するとともに住宅管理を通して寄与していきます。	319点				
県民へのサービス提供についての考え方	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか								
県の施策の実現に関する取組	三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか								
<b>2 管理業務にあたっての基本方針</b>									
管理体制 職員の配置計画 職員の研修計画	①管理業務にかかる組織体制は、業務仕様書等で定める業務水準を満たしているか ②団地管理(巡回を含む)の方法及び体制、入居関係手続きの窓口対応等、業務仕様書等で定める業務水準を満たすために、適材適所に適正な人員が配置されているか。 ③人材育成方針及び研修計画は適切であるか	(1)管理実績等の要件として、次のア又はイに該当する者であること。 ア 三重県内に本店を有し、かつ主たる事務所等を有する法人等であり、共同住宅の管理業務を3年以上行っている者で、かつ、共同住宅の管理実績戸数が15戸以上であること。 イ 共同体にあっては、その構成する団体のうち当該取りまとめ者について、前記アの要件を満たすものとする。 (2)一級建築士が1名以上在籍していること。 (3)仕様書・マニュアルに基づき、県営住宅の適切な管理に努める。	1750点 (350点×5人 =1750点)	①②複数班による全域の管理を目指し、トラブル、苦情により迅速に適宜対応できる体制を目指します。また、新規入居希望者に対しても公報活動を通じて公営住宅の認識を高めます。 ③事業を事故なく遂行するために、各種法令に関する研修等、職員研修計画を策定し、実施します。 ④入居者からの要望・苦情については、入居者からの意見をはっきり聞き分け、迅速かつ誠実な対応を行います。 ⑤生活弱者への対応については、懇切丁寧に、また適切に対応処理を行うとともに、団地内のコミュニケーションにも心がけます。 ⑥不法入居者に対しては、管理人や他の入居者との連携または警察との連携を含めて体制作りを行います。 ⑦組合の専門分野である不動産・建設関連事業で培った長年の経験を生かし、点検、補修方法、工事発注、検査等を適切に行います。 ⑧情報の一元管理を徹底し、情報の漏洩を防ぐとともに、リスク管理を徹底的に行います。 ⑨積算単価の見直し、工期短縮に努めるとともに、職員が対応できるものは自ら工事を実施します。 ⑩組合としての安全管理対策を策定し、工事の安全を図ります。 ご意見箱の設置やコミュニケーションを重視した巡回管理を行うことにより、問題点の早期発見、早期解決に努めます。また、自主的なイベントや作業を積極的に支援することにより、入居者の生き甲斐や、快適な生活に寄与します。 ⑪⑫土日ビルシステムの提供する夜間・休日サポートシステムを利用し、夜間・休日の苦情に24時間体制で対応します。また、緊急時には、賛助会員(協力業者)との密な連携により、現場での迅速な対応を行います。 ア 外国人対応 通訳者を介し、日本における生活習慣の違いを文面その他効果的な方法により説明・指導を行います。 イ 駐車場対策 不法駐車・放置車両には強制撤去も含めた指導を行うとともに、駐車場不足解消のため、空き地や古家等の所有者に対し、駐車場整備を行います。	1,372点				
管理業務の実施方針	①入居者の要望、苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか ②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか ③不法入居者に対する取締体制、対象者の発見及び指導、県への報告(協力)体制が確立されているか ④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫に取り組んでいるか ⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育 ⑥修繕・保守管理経費の削減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか ⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか								
入居者サービス向上策	入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか								
緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか ②災害時における対応・体制は適切であるか								
その他の提案	今回の業務に関する提案 ア 外国人対応 イ 駐車場対策								
<b>3 申請者の状況</b>									
申請団体の概要	応募者の組織全体の中で、指定管理業務に参入した場合の経営的余裕状況に問題はないか					(1)県営住宅の管理を適切に遂行するに十分な人員・実績を持っていること。 (2)県営住宅の管理を安定的に遂行できる財政的基盤を有すること。	250点 (50点×5人 =250点)	問題ありません。 ①～④各項目とも基準の範囲内です。	180点
経営状況表	①手元流動比率:高いほどよい ②固定比率:100%以下であること ③自己資本比率:高いほどよい ④流動比率:100%以上で当面の支払能力あり								
<b>4 管理業務の経費見積</b>									
管理、修繕関係経費見積	①県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているか	経費は適切に見積もられるとともに、経費削減についての創意工夫も認められる。	100点 (20点×5人 =100点)	①県の提示した債務負担行為額の上限額と同額です。	100点				
総合審査結果			2900点 (580点×5人 =2900点)		1,971点				



# 中勢沿岸流域下水道志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事の杭支持力確認試験の結果について

## 1 工事の概要

工事名 : 平成18年度中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)  
志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事  
契約額 : 47億7,750万円  
工期 : 平成18年10月19日～平成22年4月29日  
受注者 : フジタ・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体  
工事内容 : 最初沈殿池、生物反応槽、最終沈殿池、急速ろ過施設の建設工事

## 2 経緯

平成18年10月19日 工事着手  
平成19年10月14日 基礎杭の施工管理資料の改ざんか判明  
平成20年 2月 4日 有識者委員会(志登茂川浄化センター杭支持力評価委員会)を設置し、第1回委員会を開催。支持力確認のための試験実施方針を決定。6本の基礎杭で載荷試験を実施することとした。

### 【有識者委員会の概要】

名称 : 志登茂川浄化センター杭支持力評価委員会  
委員構成 : 杭などの基礎構造を専門分野とする以下の3名で構成  
委員長 桑原 文夫 日本工業大学建築学科教授  
委員 前田 良刀 西日本高速道路(株) 上席専門役  
(前 九州共立大学教授)  
委員 中谷 昌一 (独) 土木研究所 上席研究員

平成20年4月1日～平成21年10月29日  
6本の基礎杭について載荷試験を実施  
平成21年12月 2日 第2回有識者委員会を開催  
12月 7日 有識者委員会から報告書の提出  
12月 8日 杭の支持力について検査監による中間検査を実施

## 3 有識者委員会からの報告内容

確認試験の結果について、有識者委員会から以下のとおり報告を受けました。

- ①杭の鉛直支持力を確認するための試験は、地盤工学会基準に基づき、かつ支持層、杭径、施設を考慮して合計6本の杭について行われており、適切と判断する。
- ②6本の杭に鉛直載荷試験を行ったところ、試験杭は設計の極限支持力以上の支持力を有している。
- ③試験を行った杭は、無作為に抽出したものであり、同様に施工された全ての杭についても同等の支持力を有していると判断できる。

## 4 今後の対応

施工管理の更なる徹底を図りながら、早期完成をめざします。

# 載荷試験状況写真

①平成20年4月14日撮影



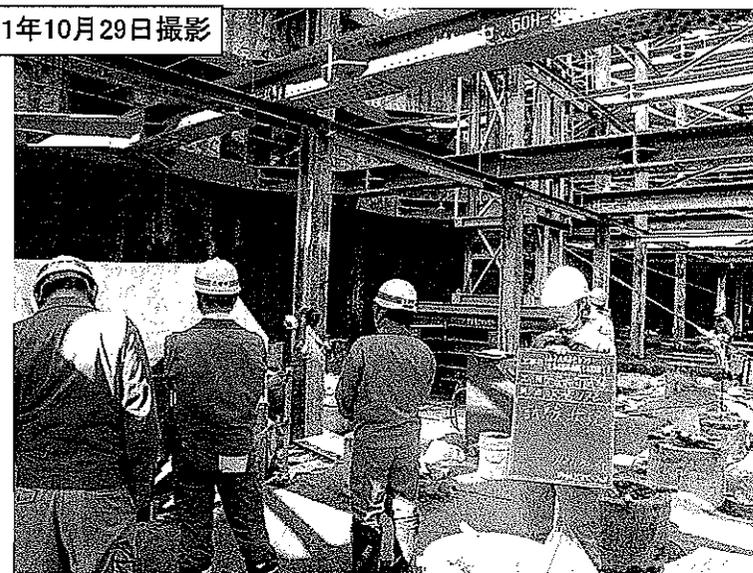
②平成20年5月19日撮影



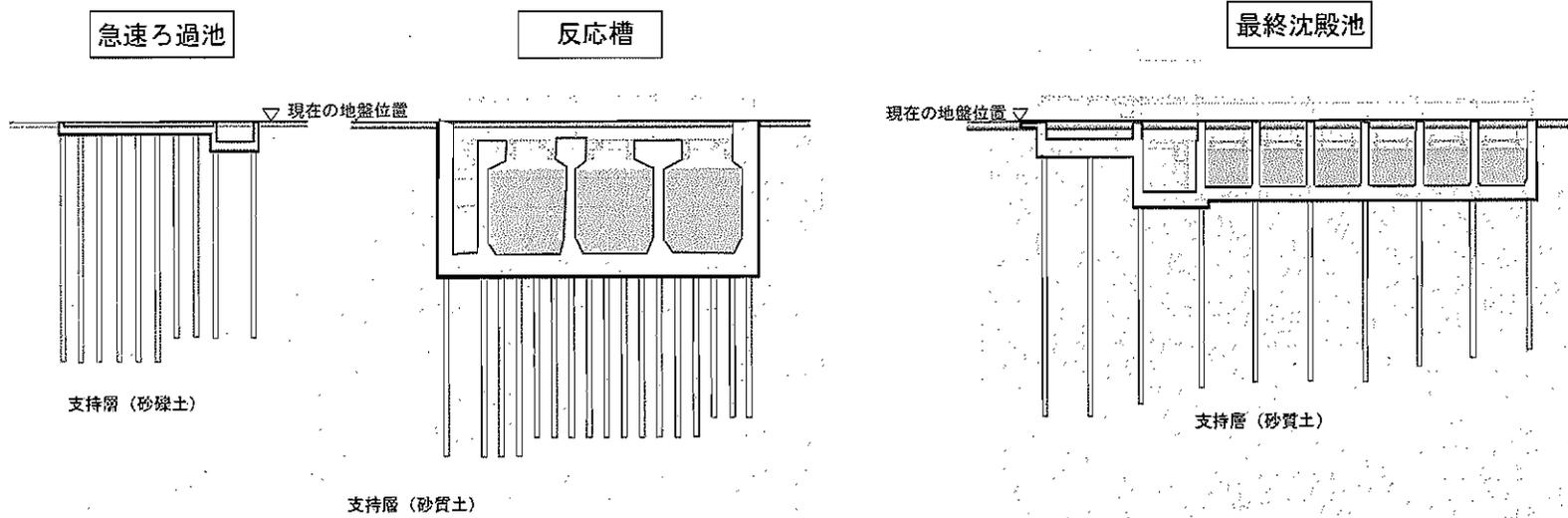
③平成21年10月24日撮影



④平成21年10月29日撮影



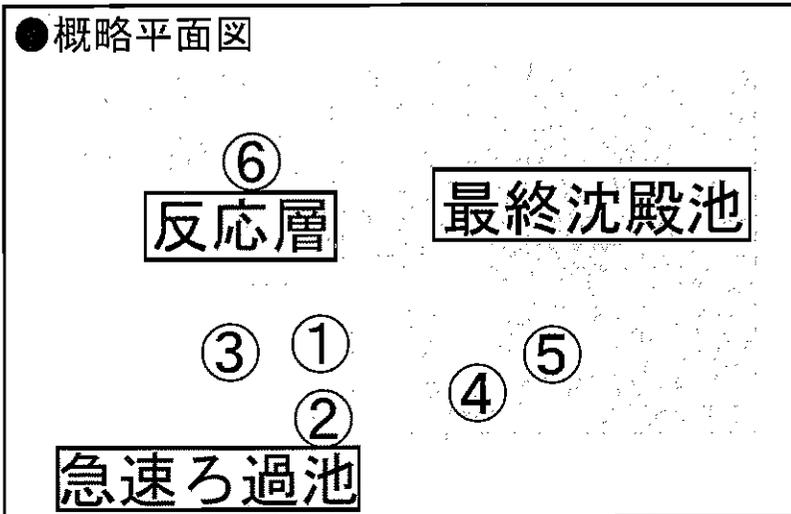
# 杭載荷試験説明図



支持層	杭径
砂礫土	450mm

支持層	杭径
砂質土	600mm

支持層	杭径
砂質土	700mm



## ●試験内容一覧

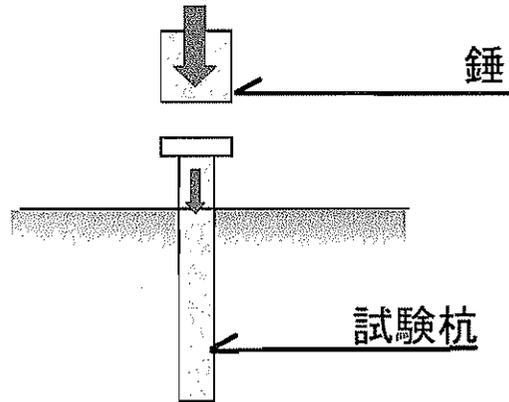
支持層	杭径	施設名	杭の位置	試験方法	試験日	支持力判定
砂礫土	450mm	急速ろ過池	①	静的	H20.4.1	○
				動的	H20.5.12	○
			②	動的	H20.7.25	○
			③	動的	H20.7.30	○
砂質土	700mm	最終沈殿池	④	静的	H20.4.14	○
				動的	H20.5.19	○
				⑤	動的	H21.10.24
	600mm	反応層	⑥	動的	H21.10.29	○

参考資料

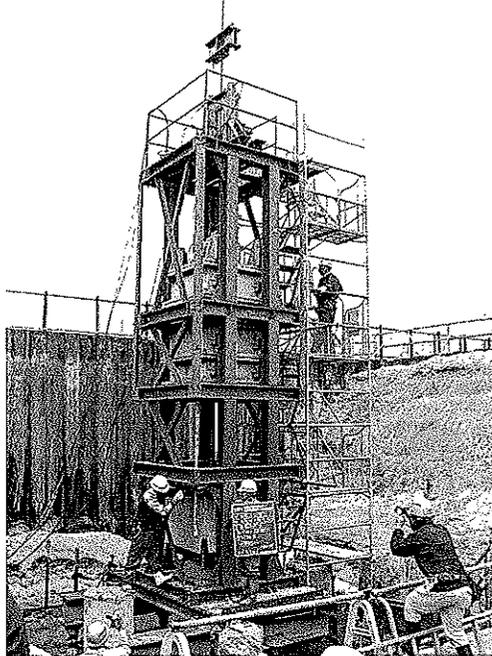
# ○ 載荷試験の方法

## 【動的載荷試験】

試験イメージ

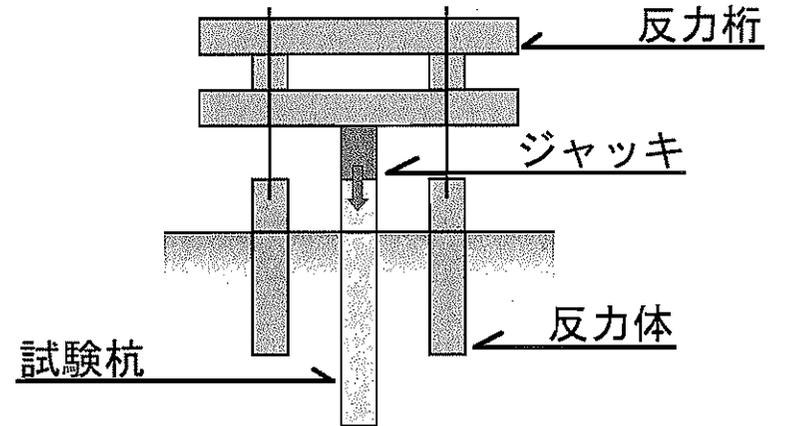


試験の状況

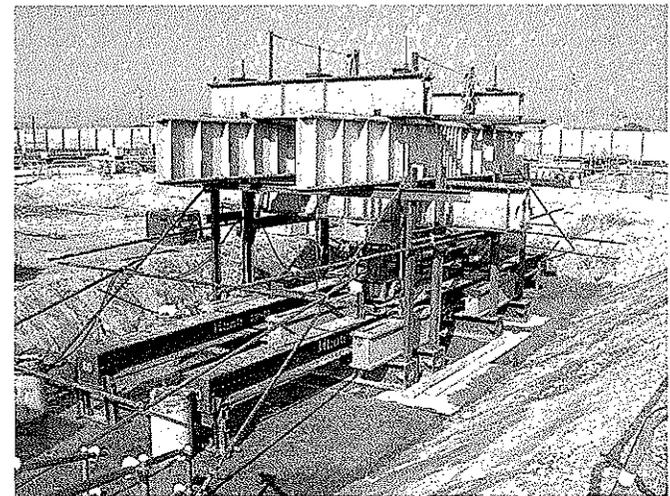


## 【静的載荷試験】

試験イメージ



試験の状況



参  
考  
資  
料

# 台風18号の豪雨に伴う被害状況について

(12月11日現在)

	災害査定申請額		災害査定決定額		残り 査定 件数	局地激甚指定 法*第3, 4条 (公共土木施設 に係るもの)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)			
県 災 害	桑名管内	10	139,868	10	133,097	0	
	津管内	69	695,625	20	142,240	49	
	松阪管内	48	734,904	21	136,292	27	
	伊勢管内	6	30,885	6	27,223	0	
	志摩管内	6	32,502	6	30,337	0	
	伊賀管内	74	661,574	20	149,537	54	
	尾鷲管内	1	5,306	1	5,306	0	
	熊野管内	5	18,276	5	16,457	0	
	県災害計	219	2,318,940	89	640,489	130	
市 町 災 害	津市	126	618,543	—	—	126	○(旧美杉村)
	伊勢市	3	17,183	3	16,629	0	
	松阪市	37	159,965	—	—	37	
	鈴鹿市	2	4,497	2	4,271	0	
	名張市	13	42,552	—	—	13	
	伊賀市	67	315,526	—	—	67	
	多気町	2	3,772	—	—	2	
	大台町	3	6,322	—	—	3	
	大紀町	2	11,291	2	10,752	0	
	南伊勢町	7	33,257	7	32,665	0	
	御浜町	5	45,644	5	44,747	0	
	市町災害計	267	1,258,552	19	109,064	248	
合計	486	3,577,492	108	749,553	378		

※ 法…「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」



審議会等の審議状況（平成21年9月16日～平成21年11月23日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第1回）
2 開催年月日	平成21年10月5日
3 委員	委員長 葛葉泰久 委員 大森達也、他5名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について
5 調査審議結果	県事業1事業について審議が行われました。 1 公共事業再評価実施事業 ○海岸事業 ア. 宇治山田港海岸 【答申】 事業継続を了承
6 備考	次回開催日：平成21年11月6日 答申時期：同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第2回）
2 開催年月日	平成21年11月6日
3 委員	委員長 葛葉泰久 委員 大森達也、他7名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について
5 調査審議結果	県事業3事業について審議が行われました。 1 公共事業再評価実施事業 ○森林整備事業 ・県営林道 経ヶ峰線 ・県営林道 浅谷越線 【答申】 2事業とも事業継続を了承  2 公共事業事後評価実施事業 ○海岸環境整備事業 ・三木浦漁港海岸 【答申】 事後評価の妥当性について了承
6 備考	次回開催日：平成21年11月26日 答申時期：同日

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会（第163回）
2 開催年月日	平成21年10月29日
3 委員	会 長 藤田素弘 委 員 仲森廣光、他15名
4 諮問事項	<p>1 桑名都市計画道路の変更 桑名都市計画道路東海環状自動車道及び東員大安線について、事業化に伴う現地調査等により構造形式及び線形の変更を行う。</p> <p>2 四日市都市計画道路の変更 四日市都市計画道路東海環状自動車道及び第二名神自動車道について、社会情勢等を勘案した事業計画の見直しに伴い、幅員及び線形の変更を行う。</p> <p>3 伊勢都市計画及び明和都市計画下水道の変更 伊勢市公共下水道の排水区域の統合に伴い、宮川流域下水道（宮川処理区）に接続する下水道の名称を変更する。</p> <p>4 御浜都市計画道路の変更 御浜都市計画道路芝地上地線について、社会情勢の変化と当該路線の目的を勘案し、当該路線を廃止する。</p> <p>5 南勢都市計画道路の変更（南伊勢町決定） 南勢都市計画道路前田愛洲線について、社会情勢の変化と当該路線の目的を勘案し、当該路線の一部を廃止する。</p>
5 調査審議結果	<p>1&lt;桑名都市計画道路の変更について&gt; 桑名都市計画における道路の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>2&lt;四日市都市計画道路の変更について&gt; 四日市都市計画における道路の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>3&lt;伊勢都市計画及び明和都市計画下水道の変更について&gt; 伊勢都市計画及び明和都市計画における下水道の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>4&lt;御浜都市計画道路の変更について&gt; 御浜都市計画における道路の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>5&lt;南勢都市計画道路の変更について&gt; 南勢都市計画における道路の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p>
6 備考	<p>次回開催日： 平成21年12月24日</p> <p>答申時期： 同日</p>

1 審議会等の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会（第2回）
2 開催年月日	平成21年11月10日
3 委員	委員長 中島喜代子 委員 山下義夫、他3名
4 諮問事項	指定管理者（南勢ブロック及び東紀州ブロック）のヒアリング審査、最終審査について
5 調査審議結果	申請者から事業計画の概要説明を受け質疑応答がされた後、南勢ブロック、東紀州ブロックにおける指定管理者の選定について審議された結果、両ブロックとも三重県南勢地区管理事業共同体が指定管理者として適任であるとされました。
6 備考	答申時期 : 同日